

## **労務通信64号**2016.12号

成迫社会保険労務士法人 〒390-0817 長野県松本市巾上9-9 TEL0263-33-2223/FAX0263-33-2299 株式会社 経理代行 〒390-0816 長野県松本市中条 2-20 TEL0263-38-7300/FAX0263-38-7301



## 最新助成金のご案内~65 歳超雇用推進助成金~

安倍首相は平成 27 年 10 月に発足した第 3 次安倍晋三改造内閣「アベノミクスの第 2 ステージの位置付け」として、「1 億総活躍社会」を目指すと宣言しました。このテーマの一つに「生涯現役社会の構築」を掲げており、65 歳以上の働く人を増やすため、65 歳以降の継続雇用延長や 65 歳までの定年年齢の引上げを行う企業に対し支援する助成金を創設しました。

#### 助成金内容

高年齢者の安定した雇用を確保するための定年の引き上げ等の措置を実施した事業主に対して助成金が 支給されます。

#### 該当する事業所

- a. 雇用保険適用事業
- b. 審査に必要な書類等を整備・保管している事業主
- c. 現状の定年、継続雇用制度が法律に違反していないこと
- d. 労働協約または就業規則により、平成 28 年 10 月 19 日以降において、実施した事業主であること
- e. d に定める制度を規定した際に経費※1 を要した事業主であること。
  - ※1 就業規則等の作成に係る委託費、就業規則の見直しにあたってコンサルタント費用等を社外の専門家等に支出した費用に限る(社外専門家:社会保険労務士、人事・労務コンサルタント等)
- f. 支給申請日の前日において、当該事業所に 1 年以上継続して雇用されている 60 歳以上の雇用保険被保険者が 1 人以上いること
- ※ 過去に定年や継続雇用関係の助成金を受給した事業所は申請できない場合があります。

### 助成金金額

導入する制度	金額
①65 歳への定年引上げ	100 万円
②66 歳以上への定年引上げ、または定年の定めの廃止	120 万円
③希望者全員 66~69 歳まで雇用する継続雇用制度の導入	60 万円
④希望者全員 70 歳以上まで雇用する継続雇用制度の導入	80 万円

※①~④の複数の制度を合わせて導入した場合は最も高い額のみ支給となります。

事業所が定年を延ばすことにより、給与や待遇に関する検討事項が発生する場合があります。68 歳等 定年制へ移行する前に、一度貴社の定年制度についてご検討してみてはいかがでしょうか。定年制度・助 成金について、まずは弊社担当者までご相談ください。

# 雇用関係の書類、たまり続けていませんか?

雇用契約書や履歴書などの雇用関係書類は労務トラブルを防止するために、しっかり保存することが 大切です。しかし、いつまで保存すれば良いのかがあまり知られておらず「書類がたまってしまう一方」 という事業所もあるのではないでしょうか?

労働基準法では<u>労働関係に関する重要な書類※1を3年間※2保存しなければならない</u>と定めています。

- ※1 対象となる書類→労働者名簿・賃金台帳・雇用契約書・履歴書 など
- ※2 3年間→退職の日からカウント

これをふまえ、簡単な整理の方法をご紹介します。

- ① 今年末日までの退職者分の雇用関係書類を1か所にまとめる。
- ② まとめたものに対しての破棄の年月日を記載する。(1つのファイルの中を見出しで区切れば良いでしょう。平成28年を例とすると3年保存後の破棄可能の初日は平成32年1月です。)
- ③ 期日が来たら破棄する。

「3 年でホントにいいの?」とご心配の場合、債務不履行による損害賠償の時効である 10 年を目安に期日を設定する場合もあるようです。10 年後破棄する場合、破棄可能となる初日は今年末日までの退職者分に対して平成 39 年 1 月です。自社の整理サイクルを確立させ、保存書類のスリム化を目指しましょう。